

1. 厚生労働省（年金行政）の内部統制について	… 1
2. 現場実務を踏まえた制度設計について	… 3

平成 21 年 5 月 19 日

厚生労働省（年金行政）におけるコンプライアンス確保の取組について

【現行の取組】

●本省

- 国家公務員に適用される基本的な法令等に基づき、
 - ①服務所管部課の設置
 - ②倫理監督官の配置等倫理の保持のための体制整備
 - ③個人情報の保護に係る管理体制の整備
 - ④内部監査の実施
 - ⑤通報窓口の設置
- ※内部窓口に加え、平成21年4月から、外部窓口（弁護士）を開設など

●地方支分部局（都道府県労働局、地方厚生局）

- 本省での取組に加え、
 - ・地方支分部局法令遵守室の設置
 - ・地方支分部局法令遵守委員会の設置
- ※いずれも本省に設置

●社会保険庁

- 本省での取組に加え、
 - ・法令違反通報制度
 - ※内部及び外部（弁護士）の窓口
 - ・法令遵守委員会の設置
 - ※外部弁護士も委員として参画

【今後の方向性】

●本省・地方支分部局（特に社会保険庁廃止後の年金管理組織）

年金事業に対する国の責任を果たす観点から、社会保険庁の現行の取組を踏まえつつ、より充実させるべくコンプライアンス確保の取組を推進。

○具体的には、先月取りまとめられた「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」最終報告書（職員として当然守るべき法令やルールを整理し、教育訓練を実施すべき等）を踏まえ、「改革の工程表」を作成し、計画的・着実に取組を進める。

○また、各省庁への総務省行政評価局の勧告（平成21年3月）でも、

- ・職員に対する周知、啓発等の教育活動が不十分
- ・法令遵守等に係る制度・仕組みが連携して有効に機能しているかの検証・評価が不十分

等の指摘がなされたところであり、今後、現行の取組について、定期的な検証・評価を行い、必要な見直しを行う考え。

●日本年金機構

- 内部及び外部（弁護士）の窓口を設置
- 通報窓口以外からの情報把握
- 迅速に対応できる調査体制の整備
- コンプライアンス委員会を設置
 - *個別の問題事案への対応方針を審議するのみならず、再発防止・改善方策を中心審議する運営への改善

「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」について

○平成21年3月30日にとりまとめられた「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」最終報告書において、以下のような提言がなされ、法令遵守など不祥事再発防止徹底や年金実務体制の在り方などの内容が盛り込まれた。

行政運営の在り方

①国民の理解と納得：政策立案決定過程を目に見えるものに切りかえ

- ・当事者として国民が決定過程に参加、意見に耳を傾ける機会を必ず確保すべき
- ・徹底した情報公開・開示と記録の全面保存による透明性と公正を確保すべき
- ・国民に分かる説明、国民と双方向で情報をやりとりする体制を構築すべき
- ・データ公開による政策効果検証可能性を確保すべき

など

②P D C A サイクルの組み込み

- ・行政全般へのP D C A サイクルの組み込み、人事面での活用、外部評価の導入、評価結果に基づく速やかな事業改善を図るべき

など

③サービス行政に対応した職員の意識改革、実務・窓口の重視

- ・迅速・分かり易さ・正確を基本とする職員の意識改革を行うべき
- ・窓口・現場の対応を重視、第一線に有能な職員を配置すべき
- ・政策課題に応じたホットラインの開設など感度を高め迅速・適切に対応する仕組みを構築すべき

など

④不祥事の再発を防止し、職員に誇りと意欲を持たせる仕組みの構築

- ・法令遵守など不祥事再発防止の徹底と一人一人の職務・責任の明確化を進めるべき
- ・業績評価手法の確立など職員のインセンティブを高め、活性化する人事運用を進めるべき
- ・本省のすべての職員に若いうちに一度は現場業務を経験させ、現場感覚を政策立案に活かすようにすべき
- ・国家公務員と住民訴訟の関係については、政府においてさらに検討
- ・行政に都合の悪い事実であっても、永久に隠し通すことはできないことを肝に銘じ、実態を常に正確に把握できる体制を整備

など

行政組織・体制の在り方

○行政課題への的確かつ迅速な対応

- ・大臣のガバナンス強化：大臣が政策推進会議を主宰、補佐スタッフを充実
- ・政策統括官組織の強化：機動的・横断的な対応体制
- ・P T・対策本部の活用：局横断的に取り組む体制
- ・P D C A サイクル：政策評価担当部署の活用

○新しい行政課題への的確な対応

- [年金実務体制]：業務・組織の両面で実務体制を構築。年金記録問題については臨時的に人員体制・経費の格段の増強
＊この他、少子化対策、医療・介護の連携、非正規労働者対策、社会保障財源の確保、危機管理・安全確保等の体制について提言。

○行政運営の改革を確実にする体制整備

- ・企画立案の裏付けとなる研究の推進、研究成果を政策立案に生かす仕組みと体制を確立
- ・苦情など国民の声を受け止め改善につなげる仕組みや厚生労働行政をモニタリングする仕組みを整備、外部の目を入れたチェックの仕組みを導入
- ・厚生労働省全体のIT化を統括・推進する体制の整備、ITに関する専門的知識を有する外部人材の活用、職員に対する教育訓練を実施
- ・職員として当然守るべき法令やルールを整理し、教育訓練を実施

○事務事業の整理と組織・人員のシフト

- ・厚生労働省が担うべき事務・事業の整理
- ・多様な政策課題と業務に対応した体制の確立

○厚生労働省においては、平成21年2月24日に「厚生労働省改革の工程表」を作成・公表。また、最終報告での「組織・体制の在り方」の提言等の具体化を図るとともに2月に公表した工程表の進捗状況を踏まえた見直しを行うため、同年4月28日に工程表を改定・公表。

○今後とも工程表を踏まえ、計画的に取組を実施。

年金制度の企画立案における現場要請の反映 ー現状と課題ー

【現 状】

- 厚生労働省（年金局）においては、概ね5年ごとの制度改正の検討に当たり、社会保険庁から事務処理上の要請を受け付けるとともに、事業実施面からも検討を行ってきた。
- これまで社会保険庁による現場の要請を受けて取り組んだ、代表的な制度改正は以下のとおり。【別紙1】
 - ・ 国民年金保険料を納付し易くするため、所得水準に応じた多段階免除制度（4段階）を導入
 - ・ 市町村から所得情報の提供を受けやすくする法整備
 - ・ 第3号被保険者（被扶養配偶者）の届出について、扶養配偶者の事業主経由に変更
- 一方で、要請を受けながら今後の検討課題に止まっているものも多い。【別紙2】
- 「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」報告書における制度面での指摘事項と、現行制度の考え方については【別紙3】のとおり。
今後、社会保障審議会年金部会等において総合的な検討を行っていただくこととしたい。
- なお、「年金事業の実施に係る企画立案」を所掌する社会保険庁においても、被保険者等の届出の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法案」を立案（平成19年6月成立）【別紙4】

【課 題】

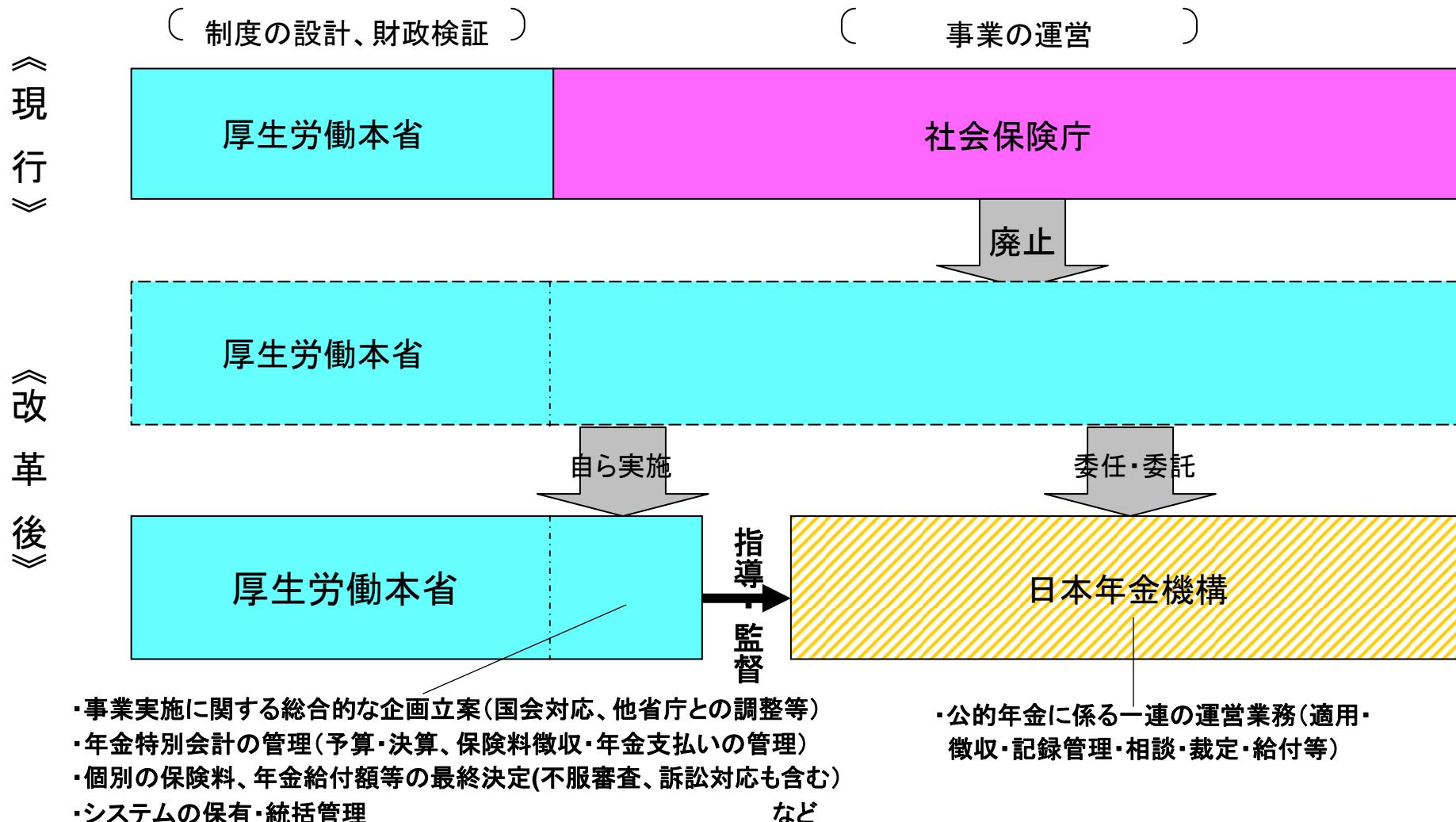
- 改正を重ねるたびに複雑となる事務処理の下で、新たなシステム開発や業務の管理・運営等の重要性が増す一方、少子化や経済社会の実勢を踏まえた年金制度そのものの立案・検討に関わる重要性・困難性も高まり、これらに省全体として一体的に取り組むという体制が十分とれていなかったのが実態。
- 制度改正等に当たり、必要に応じて行われてきた年金局と社会保険庁の協議には、以下のような課題がある。
 - ・ 協議の実施自体がルール化されておらず、現場の要請を確実に制度の立案に生かす仕組みとはなっていない。
 - ・ 社会保険庁において、制度改正に関する現場の問題意識やお客様の声を組織的に十分集約することができていない。
 - ・ 年金局において、社会保険庁の要請に対する対応の可否やその理由について、対外的な説明責任を果たせていない。
 - ・ 制度改正によるシステム開発に要する期間の見通しなどが必ずしも十分でなく、システム開発に追加的な期間や人員を要したことがある。
 - ・ 役所間で行われる非公式の協議であり、外部の目によるチェックが働いていない。

社会保険庁改革と公的年金に係る国の責任について

国民の信頼に応えることができる公的年金の運営体制とするため、

- ① 社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担うこととする一方、
- ② 新たに日本年金機構を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせることとする。

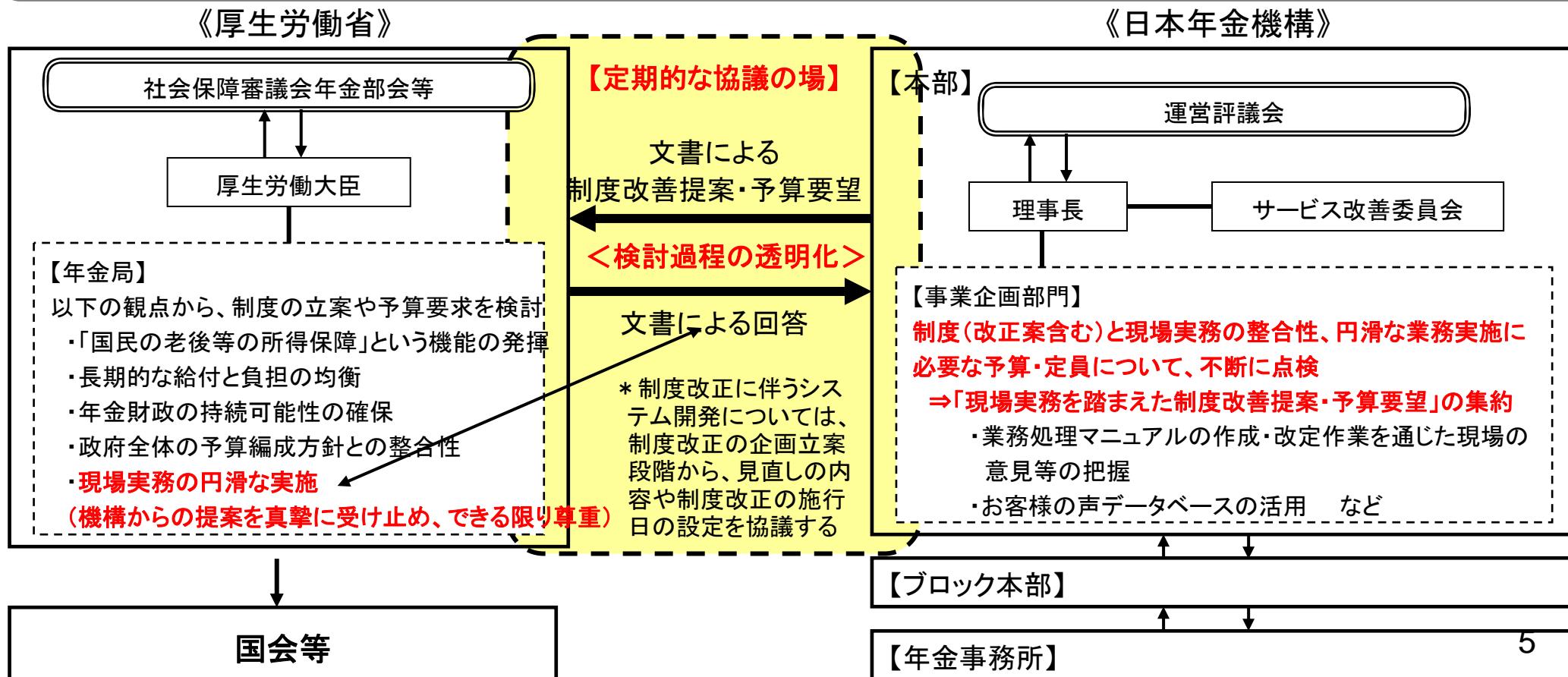
⇒ 厚生労働大臣の責任に対応するため、年金局を改組し、事業運営を担う組織・定員を配置予定 【別紙5】



新体制における「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等」の仕組み

平成22年1月以降の新体制においては、次のような仕組みを構築することにより、管理運営責任を負う厚生労働省（年金局）と、一連の運営業務を担う日本年金機構（機構）の連携を確保し、従来以上に、現場実務を踏まえた制度設計や予算編成等に努めてまいりたい。

- ・ 厚生労働省と機構による定期的な協議の場の設置
- ・ 機構による「現場実務を踏まえた制度改善提案・予算要望」と厚生労働省による「回答」をそれぞれ文書にまとめ、公表（検討過程の透明化）。これに先立ち、運営評議会は機構理事長に、社会保障審議会年金部会等は厚生労働大臣に、それぞれ助言・意見具申等。
- ・ 厚生労働省は機構からの提案を真摯に受け止め、できる限り尊重。



現場職員からの提案や疑義照会の流れ

【現行】

《事業の運営》

社会保険本庁
現場実態を踏まえ、全国統一的な事業運営を確保するための法解釈・運用

《制度の設計等》

年金局

制度の本旨に基づく、
基本的な法解釈

社会保険事務局
(47)

社会保険事務所
(312)

外局である社会保険庁と年金局の間で、法解釈・運用の権限・責任がいずれにあるか曖昧な面あり

現場からの提案・照会についてはまずは事務局に伝達。事務局の判断により、本庁に判断を仰ぐ仕組み

【新体制】

《事業の運営》

新年金局

行政実務上の法解釈の権限・責任が、新年金局に一元化
必要に応じ、照会・回答

機構本部

業務処理マニュアル整備
お客様の声の集約

ブロック本部
(9)

年金事務所
(312)

《制度の設計等》

厚生労働大臣・年金局長の下で、法解釈の権限・責任が一元化

現場からの提案・照会について、直接本部に伝達する仕組みの導入

<「新たな仕組み」を補完する仕組み>

1. 5ページの「定期的な協議の場」を介した「新たな仕組み」だけでは、個々の職員等からの制度改善提案や疑義照会等について、
 - ・ 法律の解釈の明確化も含め緊急の対応が必要な場合
 - ・ 事柄の性格上、公開の議論になじまない場合
 - ・ 日本年金機構内部での意見集約に反映されない場合など、必ずしも十分に対応できない場合があり得る。
2. このうち緊急の対応が必要な場合には、当然のことながら、「定期的な協議の場」を待つことなく、厚生労働省と日本年金機構本部の関係者により、隨時協議・調整を行い、適切な対応を行うことになる。
3. また、個々の職員等からの提案や疑義照会については、まずは日本年金機構本部において様々な角度から検証した上で、日本年金機構としての「制度改善提案」等を厚生労働省に提出することが基本と考えるが、更に、個々の職員は、以下のような日本年金機構外の窓口に通報し、厚生労働省に対して改善を求めることができる。

厚生労働省においては、必要に応じ、大臣に報告・指示を受けつつ、日本年金機構との定期・隨時の協議の場に諮るなどの対応を行う。

このことについては、研修等の機会を通じ、日本年金機構の職員に周知徹底を図ってまいりたい。

窓口	役割・機能
年金局に設置予定の「国民の声係」	年金管理審議官の直轄組織として、公的年金事業、日本年金機構に関する国民からの苦情・意見・要望を受け付ける。必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、局内関係課や日本年金機構と改善策を検討
厚生労働省の行政相談窓口又は公益通報相談窓口 (大臣官房総務課行政相談室)	厚生労働省の所掌事務に関して、国民からの相談又は公益通報者保護法に基づく外部労働者からの通報の相談を受け付ける。関係部局にその内容を伝え、関係部局において、必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、改善策を検討
総務省の行政相談窓口 (行政評価事務所、行政相談委員など)	国の行政全般(委託事業等を含む)について国民の苦情や意見・要望を聴き、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行う
内閣府の公益通報者保護制度相談窓口 (国民生活局企画課公益通報者保護制度相談ダイヤル)	公益通報者保護法に関すること、各種ガイドラインに関すること、通報先(処分権限を有する行政機関)に関する相談 など

(別紙1) 近年の社会保険庁からの要請(代表例)と対応状況

～何らかの対応が行われたもの

社会保険庁からの要請内容	対応状況
免除制度の多段階化 国民年金保険料を納付し易くするため、負担能力に応じたきめ細かな免除制度とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、従来の全額免除と半額免除に加え、4分の1免除及び4分の3免除を導入し、4段階の選択制とした。
免除・学生納付特例の承認期間の遡及 免除基準該当者や学生の申請遅れによって未納となった保険料については、納付勧奨を行っても納付困難であり、制度的に当初から免除・特例扱いとすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、申請遅れによる無年金・低年金の防止等の観点から、申請免除については申請前直近の7月、学生納付特例については直近の4月まで遡及して承認されることとした。
市町村からの税情報の取得 免除勧奨や滞納処分を行うためには市町村から税情報を取得し、被保険者の所得状況を把握することが有効	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、市町村から所得情報(税情報)の提供を受けやすくするための規定を整備した。
国民年金任意加入者の480月時点での強制資格喪失 480月を超えて保険料を納付しても年金額に反映されないため、国民年金任意加入者について、480月到達時点で申し出がなくとも資格喪失とすべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、任意加入被保険者の加入月数が480月に達した時点で、強制的に被保険者資格を喪失することとした。
国民年金第3号被保険者の届出の事業主経由化 第3号被保険者本人が市町村に届出を行うのではなく、扶養配偶者の事業主が社会保険事務所に届出を行う仕組みとすべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成11年の地方分権一括法による年金法改正において、第3号被保険者の届出は、扶養する配偶者の事業主を通じて社会保険事務所に届出を行う仕組みとした。
国民年金第3号被保険者の届出遡及期間(2年)の制限の撤廃 第3号被保険者については、届出により2年間遡及して保険料納付済期間となるが、この制限を撤廃するとともに、過去の未届期間を届出により保険料納付済期間とする特例を講ずべき	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年改正において、過去の未納期間について届出を行えば、将来に向かって保険料納付済期間とともに、将来期間分についても届出遅滞についてやむを得ない事由がある場合には、届出により保険料納付済み期間とすることとした。
障害無年金者の救済 障害年金の支給要件に該当しなかったため、無年金となつている者に年金支給を可能とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成6年改正において、制度間の支給要件の相違による障害無年金者に対し、現在の支給要件による障害基礎年金を支給することとした。 ○ 国民年金に任意未加入期間中の障害事故による無年金者に対し、福祉的な措置として特別障害者給付金を支給することとした。(議員立法)

(別紙2) 近年の社会保険庁からの要請(代表例)と対応状況 ～今後の検討課題となっているもの

社会保険庁からの要請内容	対応状況
受給資格期間の短縮 今後保険料を納めても受給資格期間を満たすことができない者に対する納付勧奨は困難であり、25年の受給資格期間を短縮して、こうした者が極力少なくなるようにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の受給資格期間は、①免除制度や高齢任意加入制度など要件を満たすための配慮措置を講じた上で、②被保険者の保険料納付意欲を高める役割や、③一定の年金額を保障する最低保障的な機能を担っている。 ○ 納付した保険料はできる限り給付に結びつけるべきとの国民意識の高まりを踏まえ、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、国民的な議論を進める必要がある。(平成20年11月年金部会中間整理事項)
保険料徴収の消滅時効(2年)の延長 収納対策強化の一環として、保険料徴収時効の2年を経過した後においても、加入者に納付意思があれば納付できるようにすべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 債権債務関係の早期確定という時効制度の趣旨や、他の社会保険制度との均衡から撤廃は困難。 ○ 時効後においても保険料を納付できる仕組みについて、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、国民的な議論を進める必要がある。(同上)
国民年金保険料の申請免除の弾力化 申請漏れを減らすことで低所得者の年金受給権を確保するとともに、免除勧奨事務を合理化し、結果的に納付率の向上に結びつけるため、 ①初回申請があれば、翌年度以降の申請を要せず免除適用する ②免除基準該当者は、本人の申請を要せず免除適用する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年の省令改正により、初回申請時に継続適用の意思表示を求めた上で、翌年度以降の申請を不要とした。 ○ 現行制度の下で、低所得者を自動的に免除することについては、保険料納付義務を負う第1号被保険者との均衡や、将来の給付減に影響することから本人の意思表示を確保すべきと考えられる。 ○ 保険料軽減支援制度(低所得者の保険料を軽減した上で軽減分を公的に支援し満額の基礎年金を支給する仕組み)の導入について、「2分の1引上げ法案」附則検討規定にあるように、今後基礎年金の最低保障機能の強化等を議論する中で、この問題も国民的な議論を進める必要がある。(同上)
遺族年金の収入要件の撤廃 遺族年金の対象となる「死亡者によって生計維持されていた遺族」の要件である「年収850万円未満」については、要件の上下で不公平感が大きく、訴訟等に結びつきやすいので、撤廃すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収入要件を撤廃し、自活可能な高収入の遺族に対し年金を支給することは「扶養者の死亡による所得喪失に対する保障」という遺族年金の趣旨に合致せず、保険料負担者の理解を得ることは困難。 ○ 具体的な収入要件(現在年収850万円)については、今後も適宜見直し。

* 上記の「2分の1引上げ法案」とは、今通常国会に提出している、基礎年金の国庫負担を2分の1に引き上げるための法律案のこと。

(別紙3)

「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」における制度面での指摘事項

「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会報告書」（昨年11月）において制度的な要因と指摘されている事項と、現行制度の考え方については、以下のとおり。

現在の取扱いも一つの整理と考えるが、御指摘を踏まえ、今後、社会保障審議会年金部会等において、「現場実務の円滑な実施」の観点も含め、総合的な検討を行っていただくこととした。

報告書における指摘事項(要旨)	現行制度の考え方
厚生年金保険料を納めなくても年金がもらえる仕組み 適用事業所の事業主が被保険者資格等について届出をしていれば、厚生年金保険料が支払われなくても年金は支給されるという仕組みは、真面目に厚生年金保険料を支払っている事業所との間に不公平感を起こしかねず、それが不適正な遡及訂正の原因であったと供述する者もいる。	<ul style="list-style-type: none">○ 年金は保険料納付に基づき支払われることが原則であるが、経営破綻等があった場合、事業主から保険料が納付されなかつたからといって給付を行わないことは加入者に不利となることから、例外的に給付を行うこととしている。(年金制度が加入者相互の支合いであることを踏まえた仕組み)○ この仕組みを悪用されることがあってはならず、滞納処分を含め、しっかりと保険料徴収対策を進めていくことが必要。
要求すべき添付書類の不十分性 標準報酬の定時決定等の添付書類として、賃金台帳等の証拠書類を要求していないことが、安易な遡及訂正を可能とした。	<ul style="list-style-type: none">○ 従前、社会保険事務所等の業務処理について統一のマニュアルが存在せず、各種申請等の届出様式や添付書類についても全国的な標準化がなされていなかったところ。○ 業務処理の全国標準化及び法令遵守の徹底による業務処理の適正化を図り、業務品質の向上を推進するため、「社会保険業務処理マニュアル」を策定し、その徹底を図っているところ。
遡及訂正後の従業員に事業主が連絡する仕組みの不合理性 標準報酬月額の変更等を行った場合、社会保険庁長官は事業主に通知するだけで、被保険者に対する通知は事業主任せの規定だが、不正な事業主に履行は期待できず、発覚は難しい。	<ul style="list-style-type: none">○ 厚生年金においては、使用者としての責任、事務の円滑化・効率化等の観点から、事業主に各種届出や通知の義務を課している。(罰則あり)○ 不服申立て期間の制限(2年間)については、他制度との並びをとった一般的な仕組み(行政不服審査法では1年間)。
従業員の権利確保及び不服申し立ての機会の不十分さ 処分のあった日から2年を経過すれば不服の申し立てはできない仕組みでは、事業主からの連絡が期待できない以上、被保険者には不服申し立ての機会がほとんど与えられない結果となる。	<ul style="list-style-type: none">○ 過去の記録訂正については、いつでも社会保険庁長官の職権で行うことができるものであり、変更を申立てていただくことも隨時可能。また、第三者委員会のあっせんにおいて、国民の立場に立ったご判断をいただき、対応しているところ。○ 今後については、近年のITの進歩等を踏まえ、「ねんきん定期便」など年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みを順次整備している。

報告書における指摘事項(要旨)	現行制度の考え方
<p>昭和60年改正に基づく適用事業所の拡大と現場任せの対応</p> <p>昭和60年改正において、5人未満の法人事業所に厚生年金の適用を拡大したことにより、滞納事業所が増大した。現場の職員に極端な負荷がかかるることは容易に想像できたにもかかわらず、厚生省はやら対策を検討することなく、現場任せの対応に終始した。</p> <p>事業主に支払われる「報酬」の意義を明確にする努力を怠ったことも、不正の温床となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5人未満の法人事業所への厚生年金の適用拡大については、厚生年金保険法附則(昭和29年)の検討規定や、国会・審議会からの度重なる指摘を踏まえて、昭和60年改正で実施されたもの。 ○ その際、事業主への周知徹底や事務処理体制の整備等の実務面の配慮から3年間で段階的に実施している。 ○ 現在、未適用事業所の適用促進対策については重要課題と位置付け、基本計画において定められた機構の必要人員数を見込むに当たっては、効率化等によるスリム化を図りつつ、職権適用の推進等に必要な増員を織り込んでいる。 ○ 5人未満の法人事業所の従業員を厚生年金・健康保険の適用から外し、基礎年金のみの第1号被保険者・国保被保険者とすることについては、社会保障国民会議をはじめ各方面から、「賃金で生計を営む被用者についてはできる限り厚生年金・健康保険を適用し、老後生活の安定等を図るべき」との意見が出されている中で、国民の理解を得られるか、といった論点がある。 ○ 報酬については、法律上「いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもの」と定められている。したがって、個別の適用に当たっても「労働の対償」に当たるものは全て報酬とすることで臨むべきであり、疑義が生じた場合には、社会保険庁からの相談を受ける体制を取っている。

(別紙4) 事業運営改善法

社会保険庁においても、法令の立案も含め、年金事業の実施に係る企画立案を所管しており、平成19年通常国会に

- ・ 「日本年金機構法」（これに伴い年金各法も改正）のほか、
- ・ 国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者等の届出手続の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法」（年金各法の改正）

を立案し、厚生労働省として法案提出している。

《事業運営改善法の概要》

I. サービスの向上

- 住基ネットから被保険者情報を取得し、被保険者等の氏名・住所の変更等の届出を原則廃止。
- 住基ネットから本人確認情報の提供を受けることができる事務に、「国民年金法による被保険者に係る届出に関する事務」等を追加。
- 労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額の算定に関する届出の期限である7月10日に統一。

II. 保険料の収納対策の強化等

- 国民年金保険料の納付方法に、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を追加。
- 国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）は、口座振替による保険料納付を原則とする。
- 生活保護受給者や学生等について、免除手続を確実に行うため、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求める。
- 大学等が、学生等の委託を受けて、学生納付特例の申請を代行することとする。
- 市町村の判断により、国年保険料の未納者に対して国保の短期被保険者証を交付し、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようになる。対象者が窓口で保険料を納付できるよう、当該市町村が納付受託機関となることができる。
- 社会保険関係の事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士）による保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、指定等又は更新を認めないこととする。
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。
- 事業主に対し、従業員への国民年金に関する手続の周知や保険料の納付の勧奨等に関し、必要な協力を求めることとする。

III その他

- 市町村等の官公署に対し、被保険者の資格確認等に必要な資料の提供を求めることがある。
- 基礎年金番号を年金原簿の記載事項として法定化するとともに、適正に活用するための利用制限等の措置を講じる。

(別紙5) 社会保険庁廃止後の国の年金管理組織

- 社会保険庁廃止後、新たに厚生労働大臣が担うこととなる公的年金の財政責任・管理運営責任に対応するため、従来、年金制度の企画立案を所管していた年金局を改組する。
 - 具体的には、
 - ・ 大臣官房に年金管理審議官を配置
 - ・ 現行組織に、年金特別会計（給付勘定）の管理、広報、協定実施に関する外国保険者との調整などの業務を追加
 - ・ 2課4室を新設し、厚生労働大臣が自ら実施する業務、システムの保有・統括管理、年金特別会計（業務勘定）の管理、日本年金機構の監督、などを分担
 - ・ 166名の定員振替
- を予定（21年度組織・定員要求の査定結果）

年金局長

年金管理審議官

大臣官房審議官（年金担当）

総務課

大臣官房参事官（資金運用担当）

首席年金数理官

年金課

国際年金課

企業年金国民年金基金課

数理課

事業企画課

会計室

調査室

監査室

事業管理課

システム室

(注1)新設組織については赤字としている。

(注2)年金局の現行組織については課相当以上の記載

(参考) 厚生労働省（年金局）と社会保険庁の所掌事務関係条文

○厚生労働省設置法

第4条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

98 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること

99 政府が管掌する国民年金事業に関すること

第28条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、……第98号及び第99号に掲げる事業……の実施に関する事務……をつかさどる。

⇒日本年金機構法制定に基づき削除（平成22年1月施行）

○厚生労働省組織令

第14条 年金局は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 政府が管掌する厚生年金保険事業に関すること（社会保険庁の所掌に属するものを除く。）

2 政府が管掌する国民年金事業に関すること（社会保険庁の所掌に属するものを除く。）